

苫小牧市公害防止条例施行規則一部改正(案) について

期 間 : 令和4年7月 11 日(月) ～ 令和4年8月 12 日(金)

連 絡 先 : 苫小牧市環境衛生部環境保全課 環境監視担当

(TEL) 0144-57-8806 (FAX) 0144-57-8809

(E-mail) kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

変更(案)の概要

大気汚染防止法施行令改正による苫小牧市公害防止条例施行規則一部改正について

1. 大気汚染防止法施行令改正経緯

国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現に向け、各地域において再生可能エネルギーの導入が盛んにおこなわれる中、内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、バイオマスを燃料としたボイラーについては他の燃料と同出力であるにもかかわらず、伝熱面積の要件により規制対象となりやすくなることから、「伝熱面積の要件については無くすことが適当である」ということで、ボイラーの規模要件から伝熱面積を撤廃する旨の結論が出された。

改正については令和3年6月に閣議決定され、令和4年10月1日施行となる。

2. 変更する時期

令和4年(2022年)10月1日

3. 現在の規制状況

現在、大気汚染防止法では、伝熱面積と1時間当たりの重油換算した燃焼能力で規制を行っている。苫小牧市公害防止条例においては、「伝熱面積5㎡以上10㎡未満」のボイラーに対して規制を行っており、それぞれの届出要件については次表のとおりとなっている。

表1. 現在のボイラー届出要件】

伝熱面積 燃焼能力	5㎡未満	5㎡以上10㎡未満	10㎡以上
重油換算 50L/h未満	-	市条例	大防法
重油換算 50L/h以上	大防法	市条例及び大防法※	大防法

※大気汚染防止法の届出を提出した際は、市条例も届け出たとみなしている。

4. 改正案

大気汚染防止法施行令の改正により、ボイラーの届出要件から伝熱面積が撤廃となり対象が「燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上」のみとなる。

今回の法改正によって伝熱面積を撤廃することを受け、市条例においても法に準拠し、伝熱面積を届出要件から撤廃することが妥当と考える。

伝熱面積を撤廃した場合、市条例の届出要件は燃焼能力（重油換算）50L/h未満の全てのボイラーとなるが、その場合では一般家庭の小型ボイラーも対象となるため、要件として適当ではない。そこで、市条例の新たな規模要件として、伝熱面積が5㎡の小型ボイラーの燃焼能力がおおよそ25L/hであるため、燃焼能力（重油換算）25L/h以上50L/h未満を設定する。大気汚染防止法と苫小牧市公害防止条例の届出規模要件は次表のとおりとなる。

表2. 改正後のボイラー届出規模要件

燃焼能力	対象となる届出
重油換算 25L/h未満	不要
重油換算 25L/h以上50L/h未満	市条例
重油換算 50L/h以上	大防法

4. 条例規則一部改正内容

苫小牧市公害防止条例におけるボイラーの届出規模要件を「伝熱面積5㎡以上10㎡未満」から「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上、50リットル未満のもの」に変更する。

【表3. ボイラー届出規模要件】

新	旧
<u>燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上、50リットル未満のもの</u>	日本産業規格B-8201及びB-8203の伝熱面積が5平方メートル以上、10平方メートル未満のもの ただし、大気汚染防止法の届出をしたものは条例の届出をしたものとみなす

また、苫小牧市公害防止条例では燃料として天然ガスを使用するボイラーの場合、届出を免除するという特例があり、これは、ばいじんの規制を行っても天然ガスからのばいじんは全く発生しないためである。同様に灯油を燃料として燃焼した場合も、ばいじんはほぼ発生しないため、今回これについても特例として追加する。

【表 4. ばい煙発生施設】

新	旧
<p><u>ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びガス又は灯油を燃料として専焼させるものを除く。）</u></p>	<p>ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は発熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）</p>

さらに、苫小牧市公害防止条例施行規則第 11 条の 2 では大気汚染防止法と重複する場合、法に基づく届出をした場合条例の届出もしたものとみなすという特例がある。本改正により、新たに規模要件が設定された場合、法律との重複がなくなるため削除する。

【表 5. 届出の特例】

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(ばい煙発生施設の届出の特例) 第11条の2 条例に基づくばい煙発生施設であつて、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙発生施設として同法に基づく届出をした者は、条例第12条の規定による届出をしたものとみなす。 2 前項の規定は、第6条から第10条まで（第7条を除く。）の規定による届出について準用する。</p>